

COSMO-CARE 運営規程

第1条 事業の目的

介護保険法に基づく事業

訪問介護・介護予防訪問介護

神奈川県知事指定番号 1472801289

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

神奈川県知事指定番号 1412800607

地域生活支援

1462800283

日中一時支援

1462800366

コスモトランスポート株式会社が運営する事業所COSMO-CARE(以下「事業所」という)は、上記に掲げる法律に基づき、介護保険法の指定訪問介護、および指定介護予防訪問介護。ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)の指定居宅介護、および指定重度訪問介護、および指定同行援護。ならびに地域生活支援による、移動支援および日中一時支援(以下総じて「事業」という)の適正な運営を確保するための人員および管理運営にかかわる事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「従事者」という)が、各法令の趣旨に基づき、常に適正な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条 事業の運営方針

1 訪問介護

事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 介護予防訪問介護

事業所の従事者は、要支援者の心身の特性を踏まえ、要支援状態の維持もしくは改善を図り、また要介護状態になることを防止し、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の身体機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

3 居宅介護

事業所の従事者は、受給者(児)の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

4 重度訪問介護

事業所の従事者は、障害の程度が重く常に介護を必要とする受給者(児)の特性を十分に踏まえ、入浴・排泄・食事・外出の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

5 同行援護

事業所の従事者は、視覚に障害のある受給者(児)に、様々な視覚情報を伝え、必要に応じて代読および代筆の支援を行い、安全で安心できる充実した外出全般の支援を行う。

6 移動支援

事業所の従事者は、受給者(児)の心身の特性を踏まえ、安全で安心な外出等、余暇の充実に必要な全般的な支援を行う。

7 日中一時支援

日中の活動に見守りが必要な受給者(児)の心身の特性を踏まえ、事業所内または野外活動時において、その安全に十分配慮した見守りを行うとともに、食事・排泄など必要な介護を行う。

8 各種事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

- 1 名 称 COSMO-CARE (コスモ・ケア)
- 2 所在地 神奈川県秦野市堀西16-10 伊藤ビル102

第4条 職員の職種および員数ならびの職務内容

事業所に勤務する職員の職種および員数ならびの職務内容は、次の通りとする。

- 1 管理者 1名 常勤兼務
管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名 常勤兼務
サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申し込みの調整および従事者に対する技術指導を行い、訪問介護計画。介護予防訪問介護計画。個別援助計画を行う。
- 3 従事者は、事業所が行う事業のサービス提供にあたる。

職種	常勤兼務	非常勤兼務	所持資格		
管理者	1名		訪問介護員1級		
サ責任者	1名		訪問介護員1級		
従事者	2名		訪問介護員2級		
従事者	1名		介護福祉士		
従事者		1名	訪問介護員1級		
従事者		2名	介護福祉士		

第4条 営業日および営業時間

- 1 営業日 月曜日～土曜日
- 2 休業日 12月31日～1月4日 8月14日～8月16日
- 3 営業時間 09:00～18:00
- 4 通常受付時間 09:00～18:00 0120-294-546 フリーダイヤル対応
- 5 休日夜間緊急受付 上記時間外 契約書記載の休日夜間緊急ダイヤル対応
- 6 サービス提供日 毎日
- 7 サービス提供時間 08:00～18:00 必要により応相談

第5条 事業の内容

介護保険サービス	身体介護・生活援助・通院等条項介助
障害福祉サービス	身体介護・家事援助・通院等介助・付添見守り介助
地域生活支援サービス	身体介護・付添見守り介助

第6条 利用料金

- 1 事業所が行う事業によるサービスの提供を受けた場合の利用料の額は、介護保険法および障害者総合支援法のサービスは、厚生労働大臣の定める基準とし、地域生活支援のサービスは、その支給決定市町村の定めた基準とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合、その1割の額とする。詳しくは別紙料金表のとおり。
- 2 第7条の通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収する。また、移動の手段として自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。但し、障害福祉サービスの事業については、福祉車両（車いす移動車両）を使用する場合には、秦野市内においても適用する。

1. 通常の実施区域から 5 km未満（事業所から概ね 3 km以上 8 km未満） ￥300
2. 通常の実施区域から5 km以上10 km未満（事業所から概ね 8 km以上13 km未満） ￥600
3. 通常の実施区域から10 km以上（事業所から概ね13 km以上18 km未満） ￥1000

3 前項の費用の支払いを受ける場合、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。

第7条 通常の事業の実施区域

介護保険

秦野市内の次の地域 渋沢・渋沢上・栃窪・千村・萩が丘・曲松・平沢・今泉・清水町・若松町・沼代新町・柳町・松原町・堀西・堀川・菖蒲・並木町・春日町・新町・三屋・戸川・堀山下・曾屋（国道より北西側）とする。

障害福祉

秦野市内

地域生活支援

秦野市内

第8条 緊急時の対応

事業所の従事者は、利用者の病状が急変、その他緊急事態が発生した場合、主治医に連絡をする等の処置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

第9条 その他運営についての留意事項

1. 研修

1. 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
2. 継続研修 年 3回

2. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

3. 事業者は、従事者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後についても、これらの秘密を保持すべき旨の誓約書を、従事者との雇用契約の際に取り交わすこととする。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、コスモトランスポート株式会社と事業所の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年01月01日から施行する。

この規程は、令和07年02月03日から施行する。